

一 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
<p>（大量保有報告書の記載内容等）</p> <p>第二条 法第二十七条の二十三第一項並びに法第二十七条の二十六第一項及び第四項の規定による大量保有報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書四通を作成し、財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（大量保有報告書を提出する必要がない場合）</p> <p>第三条 法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 保有株券等の総数（同条第四項に規定する保有株券等の総数をいう。以下同じ。）に増加がない場合</p> <p>二 （略）</p> <p>（議決権のない株式）</p> <p>第三条の二 令第十四条の五の二第一号に規定する議決権のない株式として内閣府令で定めるものは、次に掲げるすべての要件を満たす株式とする。</p> <p>一 議決権のない株式</p> <p>二 当該株式を発行する会社が当該株式の取得と引換えに議決権の</p>	<p>（大量保有報告書の記載内容等）</p> <p>第二条 法第二十七条の二十三第一項の規定による大量保有報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書四通を作成し、財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（大量保有報告書を提出する必要がない場合）</p> <p>第三条 法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 保有株券等の総数（同条第四項に規定する保有株券等の総数をいう。以下この条において同じ。）に増加がない場合</p> <p>二 （略）</p> <p>（新設）</p>

ある株式を交付する旨の定款の定めのない株式

(権限を有することを知った有価証券)

第三条の三 (略)

(保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの)

第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等(法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。)とする。

一〇九 (略)

十 会社の役員(取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この号において同じ。)又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百五十六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした

(権限を有することを知った有価証券)

第三条の一 (略)

(保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの)

第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等(法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。)とする。

一〇九 (略)

十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百五十六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。)

株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

（株券等保有割合に加算しない有価証券）

第五条の二 法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一 （略）
- 二 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で株券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの

（特別の関係）

第五条の三 令第十四条の七第一項第四号に規定する内閣府令で定める関係は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社（組合に限る。）と同項に規定する親会社の関係とする。

（みなし共同保有者から除外されるための保有株券等の数の基準）

第六条 法第二十七条の二十三第六項ただし書に規定する内閣府令で定める数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- 一 内国法人の発行する株券等 発行済株式又は発行済投資口の総

（株券等保有割合に加算しない有価証券）

第五条の二 法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一 （略）
- 二 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で株券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するものとする。

（新設）

（みなし共同保有者から除外されるための保有株券等の数の基準）

第六条 法第二十七条の二十三第六項ただし書に規定する内閣府令で定める数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- 一 内国会社の発行する株券等 二十株（会社法第百八十八条第一

数（会社法第百八十八条第一項の規定により一単元の株式の数を定めている会社の場合には、総単元数。以下この号において「発行済株式総数等」という。）の千分の一に相当する数（法第二十七條の二十三第六項に規定する特別の関係にある他の保有者の保有株券等の数のうち当該保有者の保有株券等の数以下であるものを合計した数が発行済株式総数等の千分の九に相当する数を超える場合にあつては、発行済株式総数等の百分の一に相当する数から当該合計した数を控除した数（控除してなお控除しきれない数がある場合には、当該控除しきれない数はないものとする。））

二 外国法人の発行する株券等 発行済株式又は発行済投資口の総数の百分の一に相当する数

（変更報告書の記載内容等）

第八条 法第二十七條の二十五第一項並びに第二十七條の二十六第二項第三号及び同条第五項の規定による変更報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書を四通作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（重要な事項の変更から除外されるもの等）

第九条の二 令第十四條の七の二第一項第五号に規定する軽微なものとして内閣府令で定めるものは、同号イからニまでに掲げる契約その他の契約若しくは取決めの締結又はそれらの内容の変更があつた株券等の数を、当該株券等の発行者の発行済株式の総数に当該保有

項の規定により一単元の株式の数を定めている会社の場合には、二十単元）

二 外国法人の発行する株券等 発行済株式の総数の百分の一に相当する数

（変更報告書の記載内容等）

第八条 法第二十七條の二十五第一項の規定による変更報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書を四通作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（新設）

者及び共同保有者（令第十四条の七の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）の保有する当該株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）の数を加算した数（以下この条において「発行済株式総数等」という。）で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2 令第十四条の七の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 保有する株券等の内訳の変更であつて、当該変更のある株券等の数の合計を発行済株式総数等で除して得た割合が百分の一未満のもの

二 第一号様式及び第三号様式に記載すべき事項のうち、軽微な変更（前号に掲げるものを除く。）

3 令第十四条の七の二第二項に規定する株券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 株券

二 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で株券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの

（特例対象株券等から除外される場合の株券等保有割合の基準）

第十二条 法第二十七条の二十六第一項及び第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、百分の十とする。

（特例対象株券等から除外される場合の株券等保有割合の基準）

第十二条 法第二十七条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める数は、百分の十とする。

(保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合)

第十三条 法第二十七条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 証券会社等に証券会社等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に証券会社等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の株券等保有割合が百分の一を超える場合

二 証券会社等が保有する株券等に係る株券等保有割合が百分の十を下回る場合であつて、当該株券等に係る大量保有報告書又は変更報告書のうち最後に提出されたものに記載された株券等保有割合(百分の十を超えているものに限る。)からの減少が百分の一未満の場合

(特例対象株券等に係る大量保有報告書等の記載内容等)

第十五条 法第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書又は同条第二項(第三号を除く。)の規定による変更報告書を提出すべき者は、第三号様式により当該報告書四通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(重要提案行為等となるもの)

第十六条 令第十四条の八の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合)

第十三条 法第二十七条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、証券会社等に証券会社等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に証券会社等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の株券等保有割合が百分の一を超える場合とする。

(特例対象株券等に係る大量保有報告書等の記載内容等)

第十五条 法第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書又は同条第二項の規定による変更報告書に提出すべき者は、第三号様式により当該報告書四通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(株券等保有割合が大幅に増加し又は減少した場合として定める基準)

第十六条 法第二十七条の二十六第二項第二号に規定する内閣府令で

- 一 解散（合併による解散を除く。）
- 二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

（特例対象株券等に係る変更報告書を提出しなければならない場合）

第十七条 法第二十七条の二十六第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

（削除）

（削除）

（削除）

定める基準は、株券等保有割合が同条第一項に規定する大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したこととする。

（特例対象株券等に係る変更報告書を提出しなければならない場合）

第十七条 法第二十七条の二十六第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 変更報告書に係る基準日の属する月の後の月の末日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

二 変更報告書に記載された株券等保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に記載された株券等保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日以外の月の末日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合

一 法第二十七条の二十五第一項の規定による変更報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該基準日から五日（日曜日その他令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。以下この条において同じ。）以内

（削除）

二 法第二十七条の二十三第一項の規定による大量保有報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における株券等保有割合が当該大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該基準日から五日以内

（削除）

当該後の基準日以外の月の末日の属する月の翌月十五日

四 法第二十七条の二十五第一項の規定による変更報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

五 法第二十七条の二十五第一項の規定による変更報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

六 法第二十七条の二十三第一項の規定による大量保有報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における株券等保有割合が当該大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第二十七条の二十三第一項の規定による大量保有報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における株券等保有割合が当該大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少し

た場合 当該末日の属する月の翌月十五日

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第216号）

改 正 案	現 行																		
<p><b>第一号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 (2)</p> <p>【根拠条文】 <u>法第27条の 第 項</u></p> <p>【提出先】 <u>財務 (支) 局長</u></p> <p>【氏名又は名称】 (3) _____</p> <p>【住所又は本店所在地】 (3) _____</p> <p>【報告義務発生日】 (4) 平成 年 月 日</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【提出者及び共同保有者の総数 (名)】 _____</p> <p>【提出形態】 (5) _____</p> <p>【変更報告書提出事由】 (6) _____</p> <p>第1 【発行者に関する事項】 (7)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:20%;">発行者の名称</td><td></td></tr> <tr><td>証券コード</td><td></td></tr> <tr><td>上場・店頭の別</td><td></td></tr> <tr><td>上場証券取引所</td><td></td></tr> </table> <p>第2 【提出者に関する事項】</p> <p>1 【提出者 (大量保有者) / 1】 (8)</p> <p>(1) 【提出者の概要】 (9)</p> <p style="padding-left: 20px;">①～④ (略)</p> <p>(2) 【保有目的】 (10)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div> <p>(3) 【重要提案行為等】 (11)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>	発行者の名称		証券コード		上場・店頭の別		上場証券取引所		<p><b>第一号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 (2)</p> <p>【根拠条文】 <u>法第27条の 第1項</u></p> <p>【提出先】 <u>財務 (支) 局長</u></p> <p>【氏名又は名称】 (3) _____</p> <p>【住所又は本店所在地】 (3) _____</p> <p>【報告義務発生日】 (4) 平成 年 月 日</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【提出者及び共同保有者の総数 (名)】 _____</p> <p>【提出形態】 (5) _____</p> <p>(新設)</p> <p>第1 【発行会社に関する事項】 (6)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:20%;">発行会社の名称</td><td></td></tr> <tr><td>会社コード</td><td></td></tr> <tr><td>上場・店頭の別</td><td></td></tr> <tr><td>上場証券取引所</td><td></td></tr> <tr><td>本店所在地</td><td></td></tr> </table> <p>第2 【提出者に関する事項】</p> <p>1 【提出者 (大量保有者) / 1】 (7)</p> <p>(1) 【提出者の概要】 (8)</p> <p style="padding-left: 20px;">①～④ (略)</p> <p>(2) 【保有目的】 (9)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div> <p>(新設)</p>	発行会社の名称		会社コード		上場・店頭の別		上場証券取引所		本店所在地	
発行者の名称																			
証券コード																			
上場・店頭の別																			
上場証券取引所																			
発行会社の名称																			
会社コード																			
上場・店頭の別																			
上場証券取引所																			
本店所在地																			

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (12)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株)	M	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成 年 月 日現在）	<u>T</u>
上記提出者の 株券等保有割合（%） $(R / (S+T) \times 100)$	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (13)

年月日	株券等の種類	数 量	割 合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (14)

--

(7) 【保有株券等の取得資金】 (15)

発行済株式総数（株） （平成 年 月 日現在）	<u>Q</u>
上記提出者の 株券等保有割合（%） $(0 / (P+Q) \times 100)$	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単 価

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

--

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	
借入金額計 (V) (千円)	
その他金額計 (W) (千円)	
上記 (W) の内訳	
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	

②・③ (略)

第3 【共同保有者に関する事項】 (16)

1 【共同保有者／1】 (17)

(1) 【共同保有者の概要】 (18)

①～④ (略)

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (19)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3 項本文	法第27条の23第3 項第1号	法第27条の23第3 項第2号
株券 (株)			
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	
借入金額計 (S) (千円)	
その他金額計 (T) (千円)	
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	

②・③ (略)

第3 【共同保有者に関する事項】 (14)

1 【共同保有者／1】 (15)

(1) 【共同保有者の概要】 (16)

①～④ (略)

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (17)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3 項本文	法第27条の23第3 項第1号	法第27条の23第3 項第2号
株券 (株)			
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J

他社株等転換株券	<u>F</u>		<u>L</u>
合計(株)	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>P</u>		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	<u>Q</u>		
保有株券等の数(総数) ( <u>M+N+O-P-Q</u> )	<u>R</u>		
保有潜在株式の数 ( <u>A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L</u> )	<u>S</u>		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 年 月 日現在)	<u>T</u>
上記提出者の株券等保有割合(%) ( <u>R / (S+T) × 100</u> )	
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(20)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(21)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			

合計(株)	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>N</u>		
保有株券等の数(総数) ( <u>K+L+M-N</u> )	<u>O</u>		
保有潜在株式の数 ( <u>A+B+C+D+E+F+G+H+I+J</u> )	<u>P</u>		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 年 月 日現在)	<u>Q</u>
上記提出者の株券等保有割合(%) ( <u>O / (P+Q) × 100</u> )	
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(18)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			

新株予約権証券（株）	A	—	<u>G</u>
新株予約権付社債券（株）	B	—	<u>H</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>I</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>J</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>K</u>
他社株等転換株券	<u>F</u>		<u>L</u>
合計（株）	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	<u>P</u>		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	<u>Q</u>		
保有株券等の数（総数） ( $M+N+O-P-Q$ )	<u>R</u>		
保有潜在株式の数 ( $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L$ )	<u>S</u>		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 年 月 日現在)	<u>T</u>
上記提出者の 株券等保有割合（%） ( $R / (S+T) \times 100$ )	

新株予約権証券（株）	A	—	<u>F</u>
新株予約権付社債券（株）	B	—	<u>G</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>H</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>I</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>J</u>
合計（株）	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	<u>N</u>		
保有株券等の数（総数） ( $K+L+M-N$ )	<u>O</u>		
保有潜在株式の数 ( $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J$ )	<u>P</u>		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 年 月 日現在)	<u>Q</u>
上記提出者の 株券等保有割合（%） ( $O / (P+Q) \times 100$ )	

直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	
-----------------------------	--

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】 (22)

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数 (総数) (株)	株券等保有割合 (%)
合計		

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a (略)

b 大量保有報告書又は変更報告書 (以下この様式において「報告書」という。) の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの株券等の保有状況 (変更報告書については、共同保有者のうち、前回提出の報告書から記載事項に変更がない者に係る保有状況を除く。) について、別々に「第2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの者の株券等の保有状況を一括して「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。

c (略)

(削除)

d 変更報告書の提出に当たっては、大量保有報告書の記載事項のすべてについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。

e 報告書に係る訂正報告書については、発行者の名称及び証券コード、提出者の氏名又は

直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	
-----------------------------	--

(新設)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a (略)

b 大量保有報告書又は変更報告書 (以下この様式において「報告書」という。) の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの株券等の保有状況について、別々に「第2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの者の株券等の保有状況を一括して「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。

c (略)

d 変更報告書は、株券等保有割合に100分の1以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更、保有目的の変更、保有株券等の内訳の変更 (軽微なものを除く。)、株券等に関する担保契約等重要な契約の変更、共同保有者の変更、共同保有者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更、共同保有者の保有株券等の内訳の変更 (軽微なものを除く。) その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。

e 変更報告書の提出に当たっては、大量保有報告書の記載事項のすべてについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」欄又は「第3 共同保有者に関する事項」の「(1) 共同保有者の概要」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第1 発行会社に関する事項」及び「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。

f 報告書に係る訂正報告書については、発行会社の名称及び会社コード、提出者の氏名又は

名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される報告書の報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

(2) (略)

(3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地

a 報告書の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、代理人が提出する場合には、報告書の提出を委任した者が、当該代理人に、報告書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面の写しを添付すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、報告書1通につき1通ずつ添付すること。）。

b 報告書の提出者が、共同保有者全員（変更報告書については、共同保有者のうち、前回提出の報告書から記載事項に変更がない者を除く。）の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、当該共同保有者が、当該提出者に報告書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面の写しを添付すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、報告書1通につき1通ずつ添付すること。）。

c 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

d (略)

(4) (略)

(5) 提出形態

報告書の提出者が共同保有者全員（変更報告書については、共同保有者のうち、前回提出の報告書から記載事項に変更がない者を除く。）の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には「連名」と記載し、それ以外の場合には「その他」と記載すること。

(6) 変更報告書提出事由

提出書類が変更報告書である場合には、変更報告書を提出する義務が生じることとなった変更事由を記載すること。

(7) 発行者に関する事項

a 「証券コード」欄には、証券コード協議会の証券コードを記載すること。

b (略)

(8) (略)

(9) 提出者の概要

a 「個人・法人の別」欄には、個人の場合には「個人」と記載し、法人の場合には「法人（）」として括弧内に「株式会社」、「有限会社」、「合名会社」、「合資会社」等具体的な会社形態を記載すること。組合（民法（明治29年法律第89号）第667条に規定する

名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される報告書の報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

(2) (略)

(3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地

a 報告書の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（当該報告書を書面で提出する場合には、併せて押印すること）。なお、代理人が提出する場合には、報告書の提出を委任した者が、当該代理人に、報告書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（当該報告書を書面で提出する場合には、報告書1通につき1通ずつ添付すること）。

b 報告書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（当該報告書を書面で提出する場合には、併せて押印すること）。なお、当該共同保有者が、当該提出者に報告書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（当該報告書を書面で提出する場合には、報告書1通につき1通ずつ添付すること）。

c 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記載すること（当該報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること）。

d (略)

(4) (略)

(5) 提出形態

報告書の提出者が共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には「連名」と記載し、それ以外の場合には「その他」と記載すること。

(新設)

(6) 発行会社に関する事項

a 「会社コード」欄には、証券コード協議会の証券コードを記載すること。

b (略)

(7) (略)

(8) 提出者の概要

a 「個人・法人の別」欄には、個人の場合には「個人」と記載し、法人の場合には「法人（）」として括弧内に「株式会社」、「有限会社」、「合名会社」、「合資会社」等具体的な会社形態を記載すること。組合（民法（明治29年法律第89号）第667条に規定する

組合その他の法人格を有さない組合をいう。以下この号及び⑭において同じ。)又は社団等の場合には、当該組合又は社団等を保有者として提出せず、株券等を所有し、又は法第27条の2第3項各号に規定する者に該当する業務執行組員等(明示又は黙示の合意又は契約に基づき、形式的な業務執行組員等とは別に当該株券等に係る処分権限を有する者がいる場合には当該者を含む。)を保有者として提出すること。また、この場合、その旨を報告書の「⑥ 当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すること。

b～f (略)

⑩ 保有目的

「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはそのすべてを記載すること。

⑪ 重要提案行為等

証券会社等が重要提案行為等を行うことを株券等の保有の目的としている場合には、重要提案行為等を行う予定である旨を記載すること。

⑫ 上記提出者の保有株券等の内訳

a 保有株券等の内訳は、その日の取引がすべて終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、株券以外のものについては株式に換算した数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。

なお、発行者が株式分割等を行い、その効力が発生していない場合において、権利落日から効力発生日までの間に報告義務が発生した場合には、保有株券等の数が権利落日に増加したものとみなして保有株券等の数を記載すること。

また、「新株予約権証券」に商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第129号)第19条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券(⑬のbにおいて「旧新株引受権証券」という。)が含まれる場合又は「新株予約権付社債券」に同条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債(⑬のbにおいて「旧転換社債等」という。)が含まれる場合には、その旨及び株式に換算した数を注記すること。

b～d (略)

e 「発行済株式総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書又は半期報告書、直近の商業登記簿等に記載された発行済株式総数を記載しても差し支えない。

なお、発行者が株式分割等を行い、その効力が発生していない場合において、権利落日から効力発生日までの間に報告義務が発生した場合には、発行済株式総数が権利落日に増加したものとみなして発行済株式総数を記載すること。

f～i (略)

j 現在は対象者以外の者が発行者である株券であって、取得の請求により交付される株券等が対象者の株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等の数を「他社株等転換株券」欄に記載すること。

k 信用取引において、顧客(証券会社を含む。)が証券会社から株券の貸付けを受けたこと

組合その他の法人格を有さない組合をいう。以下この号及び⑫において同じ。)又は社団等の場合には、当該組合又は社団等を保有者として提出せず、株券等を所有し、又は法第27条の2第3項各号に規定する者に該当する業務執行組員等を保有者として提出すること。また、この場合、その旨を報告書の「⑤ 当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すること。

b～f (略)

⑨ 保有目的

「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

(新設)

⑩ 上記提出者の保有株券等の内訳

a 保有株券等の内訳は、その日の取引がすべて終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、株券以外のものについては株式に換算した数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株の引受権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。

なお、「新株予約権証券」に商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第129号)第19条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券(⑪のbにおいて「旧新株引受権証券」という。)が含まれる場合又は「新株予約権付社債券」に同条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債(⑪のbにおいて「旧転換社債等」という。)が含まれる場合には、その旨及び株式に換算した数を注記すること。

b～d (略)

e 「発行済株式総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書又は半期報告書、直近の商業登記簿等に記載された発行済株式総数を記載しても差し支えない。

f～i (略)

(新設)

j 信用取引において、顧客(証券会社を含む。)が証券会社から株券の貸付けを受けたこと

により、当該証券会社に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数」欄に記載すること。ただし、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄において記載すべき数を除く。

1 法第27条の2第4項の規定により保有者及び共同保有者の間で引渡請求権その他の令第14条の6の2各号で定める権利が存在する株券等がある場合には、当該株券等の数を「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄に記載すること。

m 株券等を共有（民法第249条に規定する共有をいう。以下この号及び(14)において同じ。）により保有する場合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。

n (略)

(13) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

a 報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、報告義務が発生した日までの間の株券等の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に市場内取引及び市場外取引（相対取引を含む。）を行ったときは、市場内取引と市場外取引の別にそれぞれ1日分を合算し、更に1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算し、単価の欄については平均の単価を記載すること。ただし、市場内取引については単価を記載することを要しない。

平成2年12月1日より前の株券等の取得又は処分の状況については、記載することを要しない。

b・c (略)

d 「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」の発行済株式総数で除して得た割合を記載すること。

e・f (略)

(14) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

保有株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売り予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を組合又は社団等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。

(15) 保有株券等の取得資金

a 取得資金の内訳

報告義務が発生した日に保有する株券等を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「上記(W)の内訳」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等具体的な取得原因を記載すること。ただし、平成2年12月1日より前に取得された株券等に係る取得資金については、記載することを要しない。

b (略)

により、当該証券会社に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数」欄に記載すること。

(新設)

k 株券等を共有（民法第249条に規定する共有をいう。以下この号及び(12)において同じ。）

により保有する場合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。

l (略)

(11) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

a 報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、報告義務が発生した日までの間の株券等の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算して記載すること。ただし、平成2年12月1日より前の株券等の取得又は処分の状況については、記載することを要しない。

b・c (略)

(新設)

d・e (略)

(12) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

保有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売り予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を組合又は社団等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。

(13) 保有株券等の取得資金

a 取得資金の内訳

報告義務が発生した日に保有する株券等を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「上記(V)の内訳」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等具体的な取得原因を記載すること。ただし、平成2年12月1日より前に取得された株券等に係る取得資金については、記載することを要しない。

b (略)

c 借入先の名称等

この欄には、「② 借入金の内訳」において「1」を記載した借入金について、その借入先の「番号」、「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」を記載すること。なお、法第27条の30の5第1項の規定により当該報告書を書面で提出する場合において、報告者が報告書の写しを証券取引所又は日本証券業協会及び発行会社に送付する際には、本欄を削除して送付すること。訂正報告書についても同様とすること。

(16)~(18) (略)

(19) 上記共同保有者の保有株券等の内訳

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第2 提出者に関する事項」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

(20) 提出者及び共同保有者

共同保有者（変更報告書を提出する場合において、(1)のbにより保有状況等の記載を要しない者を含む。）がいる場合に、提出者及び共同保有者の氏名又は名称のみを記載すること（提出者及び共同保有者が非居住者の場合には、原語名を括弧内に記載すること。）。

(21) 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有株券等の数を合計して、「第2 提出者に関する事項」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

(22) 共同保有における株券等保有割合の内訳

前回提出の報告書から記載事項に変更がない共同保有者に係る保有株券等の数（総数）及び株券等保有割合についても記載すること。

c 借入先の名称等

この欄には、「② 借入金の内訳」において「1」を記載した借入金について、その借入先の「番号」、「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」を記載すること。なお、当該報告書を書面で提出する場合において、報告者が報告書の写しを証券取引所又は日本証券業協会及び発行会社に送付する際には、本欄を削除して送付すること。訂正報告書についても同様とすること。

(14)~(16) (略)

(17) 上記共同保有者の保有株券等の内訳

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第2 提出者に関する事項」の「(3) 上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

(18) 提出者及び共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の氏名又は名称のみを記載すること（提出者及び共同保有者が非居住者の場合には、原語名を括弧内に記載すること。）。

(19) 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有株券等の数を合計して、「第2 提出者に関する事項」の「(3) 上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

(新設)

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改 正 案	現 行																																		
<p><b>第三号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【根拠条文】 法第27条の26第__項</p> <p>【提出先】 _____財務（支）局長</p> <p>【氏名又は名称】 _____</p> <p>【住所又は本店所在地】 _____</p> <p>【報告義務発生日】 平成 年 月 日</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【提出者及び共同保有者の総数（名）】 _____</p> <p>【提出形態】 _____</p> <p>【変更報告書提出事由】 _____</p> <p>第1【<u>発行者</u>に関する事項】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:20%;">発行者の名称</td><td></td></tr> <tr><td>証券コード</td><td></td></tr> <tr><td>上場・店頭の別</td><td></td></tr> <tr><td>上場証券取引所</td><td></td></tr> </table> <p>第2【提出者に関する事項】</p> <p>1【提出者（大量保有者）／1】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】</p> <p>①【保有株券等の数】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="width:25%;">法第27条の23 第3項本文</td> <td style="width:25%;">法第27条の23 第3項第1号</td> <td style="width:25%;">法第27条の23 第3項第2号</td> </tr> <tr> <td>株券（株）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	発行者の名称		証券コード		上場・店頭の別		上場証券取引所			法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	株券（株）				<p><b>第三号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【根拠条文】 法第27条の26第__項</p> <p>【提出先】 _____財務（支）局長</p> <p>【氏名又は名称】 _____</p> <p>【住所又は本店所在地】 _____</p> <p>【報告義務発生日】 平成 年 月 日</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【提出者及び共同保有者の総数（名）】 _____</p> <p>【提出形態】 _____</p> <p>(新設)</p> <p>第1【<u>発行会社</u>に関する事項】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:20%;">発行会社の名称</td><td></td></tr> <tr><td>会社コード</td><td></td></tr> <tr><td>上場・店頭の別</td><td></td></tr> <tr><td>上場証券取引所</td><td></td></tr> <tr><td>本店所在地</td><td></td></tr> </table> <p>第2【提出者に関する事項】</p> <p>1【提出者（大量保有者）／1】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】</p> <p>①【保有株券等の数】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="width:25%;">法第27条の23 第3項本文</td> <td style="width:25%;">法第27条の23 第3項第1号</td> <td style="width:25%;">法第27条の23 第3項第2号</td> </tr> <tr> <td>株券（株）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	発行会社の名称		会社コード		上場・店頭の別		上場証券取引所		本店所在地			法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	株券（株）			
発行者の名称																																			
証券コード																																			
上場・店頭の別																																			
上場証券取引所																																			
	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号																																
株券（株）																																			
発行会社の名称																																			
会社コード																																			
上場・店頭の別																																			
上場証券取引所																																			
本店所在地																																			
	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号																																
株券（株）																																			

新株予約権証券（株）	A	—	<u>G</u>
新株予約権付社債券（株）	B	—	<u>H</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>I</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>J</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>K</u>
他社株等転換株券	<u>F</u>		<u>L</u>
合計（株）	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	<u>P</u>		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	<u>Q</u>		
保有株券等の数（総数） ( $M+N+O-P-Q$ )	<u>R</u>		
保有潜在株式の数 ( $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L$ )	<u>S</u>		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成 年 月 日現在）	<u>T</u>
上記提出者の 株券等保有割合（%） ( $R / (S+T) \times 100$ )	

新株予約権証券（株）	A	—	<u>F</u>
新株予約権付社債券（株）	B	—	<u>G</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>H</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>I</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>J</u>
合計（株）	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	<u>N</u>		
保有株券等の数（総数） ( $K+L+M-N$ )	<u>O</u>		
保有潜在株式の数 ( $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J$ )	<u>P</u>		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成 年 月 日現在）	<u>Q</u>
上記提出者の 株券等保有割合（%） ( $O / (P+Q) \times 100$ )	

直前の報告書に記載された  
株券等保有割合 (%)

(4) (略)

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者／1】

(1)【共同保有者の概要】

①～④ (略)

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券 (株)			
新株予約権証券 (株)	A	—	<u>G</u>
新株予約権付社債券 (株)	B	—	<u>H</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>I</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>J</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>K</u>
他社株等転換株券	<u>F</u>		<u>L</u>
合計 (株)	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	<u>P</u>		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものの数	<u>Q</u>		
保有株券等の数 (総数)	<u>R</u>		

直前の報告書に記載された  
株券等保有割合 (%)

(4) (略)

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者／1】

(1)【共同保有者の概要】

①～④ (略)

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券 (株)			
新株予約権証券 (株)	A	—	<u>F</u>
新株予約権付社債券 (株)	B	—	<u>G</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>H</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>I</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>J</u>
合計 (株)	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	<u>N</u>		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	<u>O</u>		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ <u>I+J</u> )	<u>P</u>		

$(M+N+O-P-Q)$	
保有潜在株式の数 ( $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L$ )	<u>S</u>

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成 年 月 日現在）	<u>T</u>
上記提出者の 株券等保有割合（%） ( $R/(S+T) \times 100$ )	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券（株）			
新株予約権証券（株）	A	—	<u>G</u>
新株予約権付社債券（株）	B	—	<u>H</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>I</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>J</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>K</u>


②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成 年 月 日現在）	<u>Q</u>
上記提出者の 株券等保有割合（%） ( $O/(P+Q) \times 100$ )	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券（株）			
新株予約権証券（株）	A	—	<u>F</u>
新株予約権付社債券（株）	B	—	<u>G</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>H</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>I</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>J</u>

他社株等転換株券	<u>F</u>		<u>L</u>
合計 (株)	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>P</u>		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものの数	<u>Q</u>		
保有株券等の数 (総数) ( <u>M+N+O-P-Q</u> )	<u>R</u>		
保有潜在株式の数 ( <u>A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L</u> )	<u>S</u>		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 年 月 日現在)	<u>T</u>
上記提出者の株券等保有割合 (%) ( <u>R/(S+T) × 100</u> )	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数 (総数) (株)	株券等保有割合 (%)

合計 (株)	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>N</u>		
保有株券等の数 (総数) ( <u>K+L+M-N</u> )	<u>O</u>		
保有潜在株式の数 ( <u>A+B+C+D+E+F+G+H+I+J</u> )	<u>P</u>		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 年 月 日現在)	<u>Q</u>
上記提出者の株券等保有割合 (%) ( <u>O/(P+Q) × 100</u> )	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

(新設)

合計		
----	--	--

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a (略)

b 大量保有報告書又は変更報告書（以下この様式において「報告書」という。）の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一括してまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの株券等の保有状況（変更報告書については、共同保有者のうち、前回提出の報告書から記載事項に変更がない者に係る保有状況を除く。）について、別々に「第2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの者の株券等の保有状況を一括して「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち「第3 共同保有者に関する事項」に係る部分は「該当事項なし」として記載すること。

c 会社の株券等が新たに証券取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されたことにより、株券等保有割合が100分の5を超えることとなった者は、当該上場又は登録の日以後の最初に到来する基準日から5日以内に、この報告書を提出すること。

(削除)

d 変更報告書の提出に当たっては、大量保有報告書の記載事項のすべてについて、基準日の現況に基づいて記載すること。

e 報告書に係る訂正報告書については、発行者の名称及び証券コード、提出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される報告書の報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

(2) (略)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a (略)

b 大量保有報告書又は変更報告書（以下この様式において「報告書」という。）の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一括してまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの株券等の保有状況について、別々に「第2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの者の株券等の保有状況を一括して「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち「第3 共同保有者に関する事項」に係る部分は「該当事項なし」として記載すること。

c 会社の株券等が新たに証券取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されたことにより、株券等保有割合が100分の5を超えることとなった者は、当該上場又は登録の日以後の最初の基準日の属する月の翌月15日までに、この報告書を提出すること。

d 変更報告書は、株券等保有割合に100分の1以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更、保有目的の変更、保有株券等の内訳の変更（軽微なものを除く。）、株券等に関する担保契約等重要な契約の変更、共同保有者の変更、共同保有者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更、共同保有者の保有株券等の内訳の変更（軽微なものを除く。）その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。ただし、保有目的が当該株券等の発行会社の事業活動を支配することに変更した場合及び株券等保有割合が100分の10を超えた場合には、第一号様式により変更報告書を提出すること。

e 変更報告書の提出に当たっては、大量保有報告書の記載事項のすべてについて、基準日又は基準日以外の月末の日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」欄又は「第3 共同保有者に関する事項」の「(1) 共同保有者の概要」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第1 発行会社に関する事項」及び「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」欄以外の欄には記載することを要しない。

f 報告書に係る訂正報告書については、発行会社の名称及び会社コード、提出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される報告書の報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

(2) (略)

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二十一年大蔵省令第三十六号）

改 正 案	現 行																					
<p><b>第四号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】(2) _____</p> <p>【根拠条文】 法第27条の26第3項</p> <p>【提出先】 _____財務(支)局長</p> <p>【氏名又は名称】(3) _____</p> <p>【住所又は本店所在地】(3) _____</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【基準日】(5)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">新基準日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧基準日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基準日変更の理由</td> <td></td> </tr> </table> <p>第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地</p> <p>a 届出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、届出書1通につき1通ずつ添付すること。）。</p> <p>b 届出者が、証券会社等又は国若しくは地方公共団体である場合であって、当該届出者が共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出するときは、当該届出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、当該共同保有者が、当該届出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、届出書1通</p>	新基準日		旧基準日		基準日変更の理由		<p><b>第四号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】(2) _____</p> <p>【根拠条文】 法第27条の26第3項</p> <p>【提出先】 _____財務(支)局長</p> <p>【氏名又は名称】(3) _____</p> <p>【住所又は本店所在地】(3) _____</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【基準日】(5)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">新基準日(月末日)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧基準日(月末日)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基準日変更の理由</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地</p> <p>a 届出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（当該届出書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（当該届出書を書面で提出する場合には、届出書1通につき1通ずつ添付すること。）。</p> <p>b 届出者が、証券会社等又は国若しくは地方公共団体である場合であって、当該届出者が共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出するときは、当該届出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（当該届出書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、当該共同保有者が、当該届出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（当該届出書を書面で提出する場合には、届出書1通につき1通ずつ添付すること。）。</p>	新基準日(月末日)					旧基準日(月末日)					基準日変更の理由				
新基準日																						
旧基準日																						
基準日変更の理由																						
新基準日(月末日)																						
旧基準日(月末日)																						
基準日変更の理由																						

につき1通ずつ添付すること。)

c 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

d (略)

(4) (略)

(5) 基準日

a 基準日の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に令第14条の8の2第2項各号に掲げる日の組合せのうちいずれか一を選択したものを記載し、「旧基準日」欄には記載しないこと。変更の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に変更後の基準日（令第14条の8の2第2項各号に掲げる日の組合せのうちいずれか一を選択したもの）を記載し、「旧基準日」欄に変更前の基準日を記載すること。

b (略)

(6) (略)

c 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記載すること（当該届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

d (略)

(4) (略)

(5) 基準日

a 基準日の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に任意の3月毎の月末日を記載し、「旧基準日」欄には記載しないこと。変更の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に変更後の基準日（任意の3月毎の月末日）を記載し、「旧基準日」欄に変更前の基準日を記載すること。

b (略)

(6) (略)